

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年11月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年11月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和61年ころ以降、地元農業協同組合において口座振替で納付していた。夫の保険料と一緒に口座振替にしていた。夫が農業者年金に加入していたため付加年金にも加入する必要があったことや知人に勧められたこともあり、夫と一緒に付加年金にも加入していた。農業者年金は口座振替による保険料の納付が求められていたので、61年ころと思うが、国民年金保険料も一緒に口座振替にしていた。過去には、振替ができない場合などは通知を受けたこともあったが、申立期間のころ農協から振替ができないというような通知を受けた記憶は無い。また、役場からも保険料が未納であることの通知などを受けたことも無い。夫が農業者年金に加入していたこともあったので通知を受ければ納付していたと思う。なお、平成14年11月以降未納期間があることは承知している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の強制加入に該当する時期から国民年金に加入し、厚生年金保険被保険者期間及び第3号被保険者期間を除き、申立期間の直前までは、夫婦一緒に国民年金保険料と、昭和54年4月からは付加保険料を納付していたことや厚生年金保険との切替手続も適切に行っていたことが被保険者名簿及び社会保険庁の記録からも確認できる上、61年ころから地元の農業協同組合から申立人の夫の農業者年金保険料と一緒に口座振替により国民年金保険料等を納付していたと申し立てているとおり、当該町では、58年度以降は口座振替による国民年金保険料の納付が可能であったことも確認でき、申立内容に不自然さは見受けられず、申立期間中に口座振替を中断する事由

も見当たらない。

また、申立人の夫は、農業者年金に加入（国民年金及び付加年金に加入することが前提）していたが、農業者年金保険料は、原則として口座振替による納付の取扱いとなっていたことから、申立人の夫は、夫婦の国民年金保険料等と一緒に口座振替にしていたと供述しており、夫の農業者年金保険料は申立人の申立期間を含む昭和 61 年 7 月から平成 8 年 12 月まで納付済みであることが確認でき、農業者年金保険料と同時に口座振替により国民年金保険料等を納付していたとする申立人及びその夫は、国民年金保険料等を未納としたまま夫の農業者年金保険料のみを振替納付していたのは不自然であり、申立期間の国民年金保険料等を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 21 年 4 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社 A 銀行 B 支店における資格取得日に係る記録を同年 4 月 30 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 120 円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 16 年 3 月 15 日から 18 年 10 月 1 日まで
② 昭和 18 年 10 月 1 日から同年 12 月 9 日まで
③ 昭和 20 年 9 月 15 日から 21 年 4 月 23 日まで
④ 昭和 21 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 23 年 9 月 17 日から同年 10 月 1 日まで
⑥ 昭和 24 年 5 月 1 日から同年 11 月 18 日まで
⑦ 昭和 25 年 5 月 1 日から同年 10 月 18 日まで

申立期間①、②及び③について、昭和 16 年 3 月 15 日から C 銀行（現在は、株式会社 D 銀行。） E 支店において勤務していたが、18 年 10 月 1 日から国家総動員法による徴用で F 工業株式会社（現在は、G 工業株式会社。） H 工場において勤務し、その後徴兵されたが、復員後の 20 年 9 月 15 日からは、再び C 銀行 E 支店で精算事務要員として 21 年 4 月 23 日まで勤務していたのに、C 銀行 E 支店における厚生年金保険の記録が無く、F 工業株式会社 H 工場においては、18 年 12 月 9 日からの記録しか無い。

申立期間④について、昭和 21 年 4 月 30 日に株式会社 A 銀行 B 支店 I 出張所に採用となったが、同社 B 支店における厚生年金保険の記録は、同年 5 月 1 日からとなっている。

申立期間⑤及び⑥について、J 株式会社 I 支店において、昭和 23 年 9 月 17 日から 24 年 11 月 18 日までの期間勤務していたのに、同社 I 支店における厚生年金保険の記録は、23 年 10 月 1 日から 24 年 5 月 1 日までの

期間しか無い。

申立期間⑦について、K工業所（法人化後の名称は、K株式会社。）において、昭和 25 年 5 月 1 日から同年 10 月 18 日までの期間勤務していたのに、同事業所における厚生年金保険の記録が無い。

各申立期間について、給与明細書は無いが、勤務していたことを証明する「証明書」又は「辞令」があるので、各申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間④について、申立人から提出された株式会社A銀行の辞令及び同社から提出された「履歴簿」の記録により、申立人が昭和 21 年 4 月 30 日から同社B支店 I 出張所において勤務していたことが確認できる。

また、昭和 21 年 4 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたか否かについて、株式会社A銀行人事部は、「現存している履歴簿から、申立人は当社の正社員である。また、正社員として採用されていれば、厚生年金保険料を控除しているはずである。」と供述していることから、社会保険事務所が保管する同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間④及び申立期間④前後の 20 年 3 月 1 日から 22 年 4 月 5 日までの期間に、同支店において厚生年金保険被保険者資格を取得している 21 人について、同支店における入社（異動）日を同社に照会した結果、入社（異動）日が判明した申立人を含む 12 人中 9 人が、入社（異動）日と被保険者資格取得日が一致しており、新規採用された者に限れば、申立人を除く 8 人全員が入社日と被保険者資格の取得日が一致していることが確認できた。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間④に係る昭和 21 年 4 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、昭和 21 年 4 月の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する株式会社A銀行B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が資格取得している同年 5 月 1 日の記録から 120 円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人から提出されたC銀行E支店の採用辞令から、申立人は昭和16年3月15日から同支店において勤務していたことが認められる。

しかし、採用辞令には、「行員を命じ、E支店勤務を命ず。」と記載されていることから、申立人は一般事務職員として勤務していたことが確認できるところ、男子一般事務職員が厚生年金保険被保険者として、同保険料の徴収が始まったのは昭和19年10月1日であることから、制度上、申立人は同日までは厚生年金保険被保険者であり得ない上、社会保険事務所が保管するC銀行E支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚のうち、社会保険庁の管理するオンライン記録が確認できた同僚11人中9人が同日以後からの記録である。

申立期間③について、昭和41年12月14日付け及び56年4月13日付けのL県知事名で発行されている「履歴書」及びC銀行E支店責任者記載の「証明書（昭和21年5月22日付け）」により、申立人は20年9月11日に復員後、同月15日から21年4月23日までの期間、同社E支店において、精算要員として勤務していたことは認められる。

しかし、C銀行史研究会編さんの「C銀行史」（昭和62年12月10日発行）に、「C銀行は昭和20年9月30日、連合国最高司令官の『外地並びに外国銀行及び戦時特別機関の閉鎖に関する覚書』により内地支店閉鎖を命ぜられる。」との記載がある上、社会保険事務所が保管する同社E支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同支店が同日に適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するC銀行E支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和20年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる申立人の同僚二人は、厚生年金保険記号番号の記載が無い上、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、当該同僚二人のうち一人は、事業所名が不明であるものの21年1月21日からの記録であり、他の一人は、事業所名が不明であるものの18年1月29日から20年12月1日まで記録があることが確認できるが、同人は、当該記録について、「F工業株式会社での記録である。」と供述している。

さらに、株式会社D銀行からは、「申立期間③当時の厚生年金保険の取扱いについては不明であるが、申立期間③と時期は異なるものの、昭和32年に作成された『閉鎖機関C銀行特殊精算事務所』の喪失届控えにも申立人の氏名の記載は無い。」との回答を得たことから、社会保険事務所が保管する当該精算事務所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、同精算事務所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、28年11月14日である上、同名簿にC銀行E支店の厚生年金保険被保険者名簿に記載のある同僚の氏名は確認できない。

このような状況において、申立人が事業主から申立期間③に係る厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

加えて、株式会社D銀行には前記資料以外の関連資料等は残されていないことから、申立期間①及び③における、C銀行E支店の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間②について、申立人と同様にF工業株式会社H工場で勤務していたとする同僚が作成した「証明書」及びL県知事名で発行されている「履歴書」により、申立人が同社H工場において、昭和18年10月1日から勤務していたことは推認できるが、申立期間②に給与から労働者年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連書類は無い。

しかし、「証明書」を作成した同僚は、「私は申立期間当時、社会保険の適用関係の仕事をしていましたが、その当時、どのような手続をしていたか記憶が無い。」と供述しており、申立人の申立期間②におけるF工業株式会社H工場での勤務期間及び労働者年金保険の適用状況についての供述を得ることができない。

また、申立人及び供述を得られた申立期間②当時の同僚二人のうち一人は、「最初の2か月は、訓練のようなことばかりしていた。」と供述している上、当該同僚二人は、申立期間②当時、事業主により給与から労働者年金保険料が控除されていたか否かについての記憶は無い。

加えて、G工業株式会社には、申立期間②当時の関連資料は残されておらず、当時の徴用者に対する労働者年金保険の適用状況について確認できる資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における労働者年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 申立期間⑤及び⑥について、申立人から提出されたJ株式会社の証明書及び辞令並びに同僚の供述から、申立人が昭和23年9月17日から24年11月18日までの期間、同社I支店において勤務していたと認められる。

しかし、申立期間⑤の期間について、当時、会計課長であった同僚は「当時、月の途中で入社した者は、慣例的に翌月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた。」と供述していることから、社会保険事務所が保管するJ株式会社I支店の厚生年金保険被保険者名簿において、同社I支店が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和22年1月1日から同名簿において記録の確認できる23年3月15日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している225人について、その資格取得日を確認したところ、うち220人が月初めの1日に資格を取得していることが確認できることから、前述の会計課長の供述が裏付けられる。

また、申立期間⑥の期間について、前述の会計課長は、「同社（J株式会社）では、昭和24年ころから会社の業績が悪化したことから、退職する者も多かった。」と供述していることから、前述の同僚225人のうち、社会保険庁が管理する記録が確認できた96人について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を見ると、同年4月1日には25人、同年5月1日に20人が資格を喪失していることが確認できる。

一方、申立人も昭和24年5月1日付けの資格喪失者に含まれるところ、申立人は、申立人から提出された同年7月1日付けの辞令から少なくとも同日までは、J株式会社I支店に継続して勤務していたことが確認できるが、申立期間⑥において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、前述の会計課長は、「申立期間⑥当時、J株式会社I支店は業績が悪化し、厚生年金保険料を滞納していたことから、県の保険課から保険料納付について督促が来ていたが、厚生年金保険被保険者資格を喪失させた従業員の給与から同保険料を控除していたとは思えない。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録によるとJ株式会社I支店は、既に適用事業所に該当しなくなっている上、「証明書」を書いている同僚も連絡先不明であり、同支店の被保険者名簿で氏名の確認できる同僚のうち、供述の得られた同僚二人も申立期間⑥当時の、厚生年金保険の取扱状況についての記憶が無いことから、申立期間⑤及び⑥における、厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間⑤及び⑥における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 申立期間⑦について、申立人から提出された申立期間⑦当時にK工業所の事業主が作成した「証明書」により、申立人が、昭和25年5月1日から同年10月18日までの期間、同事業所において勤務していたと認められるが、申立期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によるとK工業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、法務局が管理する法人登記簿において、同事業所が「K株式会社」として法人登記された日付と同じ昭和27年1月9日であることが確認できる上、申立人は、27年1月9日より前の期間について、「申立期間⑦当時、K工業所は個人事業所であり、常時勤務していたのは4～5人であった。」と供述していることから、同事業所は適用事業所の要件を満たしていなかったものと推認できる。

さらに、社会保険事務所の保管するK株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名を確認できる同僚のうち、供述を得ることがで

きた二人は、いずれも「K工業所が適用事業所に該当する前に給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶は無い。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の保管する事業所番号等索引簿によるとK株式会社は、既に適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間⑦当時の事業主及び他の同僚は既に死亡又は連絡先が不明であることから、申立期間⑦における厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間⑦における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を各々の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年3月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から50年3月まで
国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答を受けたが納得できない。
申立期間はA県B市の短大に在籍していた時期であるが、C県D郡E町(現在のD市)の実家で母親が地元婦人会の会員に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料及び付加保険料を地元婦人会の納付組織を通してE町役場に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人に係る申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年5月に払い出されており、申立人の母親は、申立期間中は確実に申立人及び申立人の両親の3人に係る国民年金保険料及び付加保険料を地元婦人会会員の集金により納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間中はA県B市に居住しており、同市において住民登録を行っていることが確認できることから、申立人の母親がE町において申立人の国民年金保険料及び付加保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 218 (事案 27 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 11 日から 38 年 8 月 1 日まで

A株式会社では、昭和 37 年 2 月以前から勤務しており、一度も退職したことが無いのに、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落していることが納得できない。

同時期に勤務していた人の記録が判明し、同僚の「証明書」もあるので、それを参考に再審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の被保険者記録が申立期間以後であること、申立期間当時の A 株式会社の事業主（現在は、A 株式会社社長。）が「昭和 37 年の新規適用時は、ほとんどの従業員が『日雇い』であり、社会保険に加入するなら仕事を辞めるといった者もいたことから、日雇労働者は加入していなかったのだろう。」と供述していること、及び厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す資料として、新たに申立期間当時の同僚 3 人の「証明書」を提出しているが、当該「証明書」は、当該同僚自身の A 株式会社における厚生年金保険被保険者期間を証明するものであり、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを証明するものではない上、当該同僚は「申立人と一緒に勤務していたが、申立人の厚生年金がどうだったかといった細かいことは、従業員には分からない。」と供述している。

また、申立人の主張並びに申立期間当時のA株式会社の事業主及び「証明書」を提出した同僚の供述から、申立人が申立期間当時、同社で継続して勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和37年5月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、38年8月1日に同資格を再取得するまでの期間、厚生年金保険の記録が無いことが確認できるところ、このことについて検証すると、仮に、健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失届が事業主の過失により提出されたとすると、37年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人を含む5人のうち、記録の継続している他の4人については、同年10月1日に被保険者報酬月額算定記録があることが確認できることから、その時点で、届け出の誤りにより、申立人の厚生年金保険被保険者資格が喪失していることに事業主又は社会保険事務所が気付くものと推認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者資格の喪失届が事業主の故意によるものと仮定すると、申立人について、事業主は「申立期間当時、重機の運転手は申立人のみであり、仕事ぶりについては評価していた。会社にとって貴重な重機の運転手に対して、本人の意思を確認もせず不利な取り扱いはしない。」と供述している上、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和37年2月1日に同保険被保険者資格を取得した申立人を含む5人の標準報酬月額を見ると、申立人の標準報酬月額は9,000円であり、当該金額は、同月額が1万2,000円の事業主、1万円の技術職の同僚に次ぐ金額であり、土木作業員であった他の2人が8,000円であることから判断すると、事業主が申立期間当時、申立人を重機の運転手として評価していたという供述を裏付けており、事業主が故意に申立人の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる可能性は低いと思われる。

加えて、事業主が「申立期間当時、個人事業所の事業主が厚生年金保険被保険者となれなかったにもかかわらず、私が同保険の被保険者になっていることから、申立人の申立てに係る厚生年金保険の記録の欠落は、社会保険事務所のミスの可能性もある。」と供述していることについて検証すると、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険記号番号は連続している上、申立人の昭和37年2月1日の厚生年金保険被保険者資格の取得時と38年8月1日の同資格の再取得時の厚生年金保険番号が同一であることから、社会保険事務所が不適切な事務処理を行った形跡は認められない。

一方、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の昭和37年2月1日の厚生年金保険被保険者資格取得時及び38年8月1日の再取得時の被扶養者欄に記載されている申立人の母の名前及び子供の続柄が異なっていることについて、申立人は「母の

名前は、戸籍上『B』であるが、通常は『C』と呼ばれていた。長女が早くに亡くなっているため、二女を長女と言っていた。」と供述しており、当該内容は、申立人でなければ知り得ない事実である上、事業主は「申立期間当時、農業の傍ら仕事に来ていた者も多く、社会保険を掛けるのなら仕事を辞めるといった者も多かったが、本人から資格喪失の申し出がない限り、健康保険厚生年金保険の資格を喪失させることは無い。」と供述していることから判断すると、事業主は、申立人の意思に基づき、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録どおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得、喪失及び再取得の届出を行ったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月から20年8月22日まで

申立期間の年金記録について社会保険庁に照会したところ、厚生年金保険の加入の事実が確認できない旨の回答があった。

しかし、昭和19年3月に小学校高等科卒業と同時に各学校の同級生と一緒に上京し、A社（現在は、B社。）C製造所で寮生活をしながら勤務していた。同期の数人はこの期間について厚生年金保険被保険者となっているので、私も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の同僚8人の供述から、申立人が、申立期間においてA社C製造所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、女子が厚生年金保険の被保険者となったのは、昭和19年の厚生年金保険法改正によるものであり、これにより、女子は、同年6月から厚生年金保険被保険者資格の取得が可能となり、被保険者となった女子からの厚生年金保険料の徴収は同年10月から開始されているところ、社会保険事務所が保管するA社C製造所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている約9,900人の中に、申立人の氏名は無く、一方、女子が厚生年金保険被保険者資格の取得が可能となった同年6月1日付けで被保険者資格を取得している1,287人の被保険者番号は連続しており欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が氏名を記憶している同僚8人のうち、社会保険庁のオンライン記録により昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し

ていることが確認できる、申立期間当時、事務作業に従事していた4人と、申立人と同様に現場作業に従事していた1人の合計5人は、社会保険事務所が保管するA社C製造所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において氏名を確認できるが、申立人と同様に現場作業をしていた3人は、同名簿において氏名を確認できない上、同名簿において氏名を確認できる者のうち、申立人の同僚以外に供述の得られた3人は、それぞれ「受付事務のほかに、庶務課などの仕事をしていた。」、「庶務課で通信の仕事をしていた。」、「総務課で事務の仕事をしていた。」と供述していることを併せて判断すると、同事業所では、申立期間当時、女子のうち事務作業従事者については厚生年金保険に加入させていたが、現場作業従事者については、必ずしも同保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

加えて、B社は、申立期間当時の人事記録等の関係書類を保存していないことから、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月から20年8月22日まで

申立期間の年金記録について社会保険庁に照会したところ、厚生年金保険の加入の事実が確認できない旨の回答があった。

しかし、昭和19年3月に小学校高等科卒業と同時に集団就職でA社（現在は、B社。）C製造所に就職し、1日8時間（1か月約25日）働いていた。

同期に入社した者の多くがこの期間について厚生年金保険被保険者となっているので、私も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の同僚9人の供述から、申立人が、申立期間においてA社C製造所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、女子が厚生年金保険の被保険者となったのは、昭和19年の厚生年金保険法改正によるものであり、これにより、女子は、同年6月から厚生年金保険被保険者資格の取得が可能となり、被保険者となった女子からの厚生年金保険料の徴収は同年10月から開始されているところ、社会保険事務所が保管するA社C製造所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている約9,900人の中に、申立人の氏名は無く、一方、女子が厚生年金保険被保険者資格の取得が可能となった同年6月1日付けで被保険者資格を取得している1,287人の被保険者番号は連続しており欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が氏名を記憶している同僚9人のうち、社会保険庁のオン

ライン記録により昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる、申立期間当時、事務作業に従事していた4人と、申立人と同様に現場作業に従事していた1人の合計5人は、社会保険事務所が保管するA社C製造所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において氏名を確認できるが、申立人と同様に現場作業をしていた4人は、同名簿において氏名を確認できない上、同名簿において氏名が確認できる者のうち、申立人の同僚以外に供述の得られた3人は、それぞれ「受付事務のほかに、庶務課などの仕事をしていた。」、「庶務課で通信の仕事をしていた。」、「総務課で事務の仕事をしていた。」と供述していることを併せて判断すると、同事業所では、申立期間当時、女子のうち事務作業従事者については厚生年金保険に加入させていたが、現場作業従事者については、必ずしも同保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

加えて、B社は、申立期間当時の人事記録等の関係書類を保存していないことから、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 3 月 10 日から 34 年 3 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、申立期間当時、A株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の同僚の供述から、申立期間のうち、昭和 32 年ごろから 33 年 6 月ごろまでの期間については、申立人がA株式会社において勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間のうち、昭和 23 年 3 月 10 日から 31 年ごろまでの期間及び 33 年 7 月ごろから 34 年 3 月 31 日までの期間については、申立人が当該事業所に勤務していたことに関する同僚の供述が得られない上、法務局が保管する法人登記簿によれば、A株式会社は平成 10 年 5 月 13 日に破産しており、申立期間当時の事業主、役員も、既に死亡又は連絡先が不明であることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

さらに、申立人はA株式会社での勤務状況について、「最初は、瓦を船に積み込む仕事であったが、積み込む瓦の量が少ない場合は、仕事が終わり次第帰宅していた。また、仕事の無い日もあり、正社員では無かった。」と供述している上、社会保険事務所が保管する申立人の夫が勤務していたB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、申立期間の

うち、昭和 28 年 4 月 20 日以後は夫の被扶養者であったことが確認できるとともに、申立人以外に長男と次女が被扶養者であったことが確認できるところ、同人らの生年月日は、それぞれ申立期間中の 23 年 8 月 12 日と 29 年 6 月 25 日と記載されており、子供を出産する前後の一定期間は労働に従事することができなかったと考えられる。

加えて、前述の昭和 32 年ごろから 33 年 6 月ごろまで、申立人が A 株式会社において勤務していたことを供述している同僚は、「私は、A 株式会社において、32 年から 33 年 7 月までは、『臨時雇』で月に 4、5 日勤務し、瓦の積み込みをしていた。その後、別の事業所で勤務した後、34 年 8 月から同社に再就職し事務をしていた。社長の方針で、36 年に社員全員を厚生年金保険に加入させることになった。」と供述している上、22 年 10 月 5 日から 33 年 7 月 15 日までの期間に、同社において健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得している 467 人について社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁が管理するオンライン記録を見ると、そのうち 20 人に厚生年金保険被保険者資格の欠落が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、A 株式会社において勤務していたことが推認できる昭和 32 年ごろから 33 年 6 月ごろまでの期間につき、申立人は「臨時雇」として勤務していたものと推認され、申立期間当時、同社においては、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

一方、仮に、昭和 23 年 3 月 10 日に申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失届が提出されていないとすれば、申立期間である 11 年もの間事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出せず、社会保険事務所においても申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難い。

また、申立人の A 株式会社における雇用保険の被保険者資格の取得日は、申立期間後の昭和 37 年 8 月 1 日であり、申立期間当時の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 31 日から 45 年 2 月 17 日まで
昭和 34 年 7 月 1 日から 48 年 11 月 1 日までの期間は、継続してA社（組織変更前は、B社。）で勤務しており、厚生年金保険料は毎月給与から控除されていたにもかかわらず、社会保険庁が管理する記録において、43 年 12 月 31 日から 45 年 2 月 17 日までの期間について、自分の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では申立期間における申立人の加入記録は無く、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証、年金手帳、写真及び感謝状では申立人が申立期間においてA社で勤務していたことは確認できない上、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

また、調査に協力が得られた申立期間当時の当該事業所の役員及び同僚であって申立人を記憶していた 13 人のうち 6 人は、申立人の勤務実態を記憶していなかったものの、残りの 7 人すべてが、申立人は申立期間当時において当該事業所では継続して勤務していなかった旨の供述をしており、そのうち 4 人は、申立人は申立期間当時は当該事業所の社員ではなかった期間がある旨の供述をしている上、当該事業所の申立期間当時の総務（社会保険）担当者は、「申立人は、申立期間当時、当該事業所を辞めていたため、申立人に対して給与は支給しておらず、社会保険料も控除していない。」旨の供述をしている。

さらに、申立期間については、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月から26年1月まで

私は、A社（現在は、B社。）に昭和23年2月に入社して、27年4月までC丸（台船）で作業員としてD県内のE業等に従事していた。

社会保険事務所にA社で勤務した期間の加入記録について照会したところ、昭和26年2月1日からの記録は確認できたが、申立期間については記録が無いとの回答があった。申立期間において厚生年金保険被保険者になっていないのは、当該事業所の手続ミスか、社会保険庁の記録漏れと思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社でC丸（台船）に乗船して作業員として勤務していたことは、申立人から提出されたB社が保管する船員名簿の記録により確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、B社では、A社における申立期間当時の従業員に係る厚生年金保険被保険者資格の取得状況について、関係資料が無く不明であるとしているが、申立期間当時の複数の同僚が、「昭和26年ごろは、それまでの古い慣習を無くそうとする機運があったので、A社にも労働組合ができ、従業員の身分保障、保険、給料等について交渉していた。」、「会社が、26年2月に作業員も一斉に厚生年金保険被保険者資格の取得手続きをしてくれたと思う。」、「組合が会社と交渉した結果、船舶関係の作業員も26年から厚生年金保険の被保険者資格を取得できた記憶がある。」と供述していることから、A社においては、従来は職員になるまで厚生年金保険被保険者としていなかった作業員について、26年2月から厚生年金保険の被保険者資格を取得させる

ようになったことが推認される。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が記憶している同僚を含む多数の従業員が、昭和26年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、前記同僚の供述どおり、当該事業所においては、作業員について同日付けで、一斉に厚生年金保険の被保険者資格の取得を行ったことが裏付けられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 45 年 12 月まで
② 昭和 47 年 11 月から 48 年 5 月まで
③ 昭和 48 年 6 月から同年 10 月まで
④ 昭和 49 年 11 月から 50 年 11 月まで
⑤ 昭和 53 年 2 月から 54 年 2 月まで
⑥ 昭和 54 年 3 月から 55 年 2 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について同保険に加入していた事実が無いとの回答があったが納得できない。

私は、扶養家族がいたので、国民健康保険ではなく会社の健康保険に加入していたと思う。厚生年金保険は、健康保険とセットだったと思うので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は「A株式会社(現在は、株式会社B社C本部。)に勤務していた。」と供述しているが、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、雇用保険の加入実績も無い。

また、株式会社B社C本部の人事担当者は「申立期間当時の資料が無く申立人に関しての勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。」と供述している上、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①において氏名が確認できる99人のうち、連絡が取れた同僚12人(申立人と同じ勤務地であることが判明した一人を含む)全員が「申立人のことは知らない。」と供述していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の氏名は確認できず、一方、健康保険の被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、A株式会社は、申立期間①当時の資料を保存しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、申立人は「株式会社D興業に勤務していた。」と供述しているが、社会保険事務所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、申立期間②以降の昭和49年3月1日であり、申立人が、申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、雇用保険の加入実績も無い。

また、株式会社D興業の現在の総務担当者は「当社が厚生年金保険の適用事業所になる以前の期間については、従業員は国民年金に加入していたので当然厚生年金保険料は控除していません。申立期間②における申立人に係る社会保険の記録は無い。」と供述していることから、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳により、申立人の国民年金加入記録を確認したところ、申立人は、申立期間②及び当該期間の前後の昭和47年9月から48年10月までの期間、国民年金に加入しており、申立期間②においても、国民年金保険料は未納であるものの同年金被保険者の資格喪失手続を行った事実は確認できない。

さらに、申立期間②当時、株式会社D興業に勤務していた同僚4人について社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、厚生年金保険被保険者となったのは、当該事業所が適用事業所となった日である昭和49年3月1日であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間③については、申立人は「有限会社E土建に勤務していた。」と供述しているが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した実績は無い上、法務局の管理する登記簿謄本によると平成8年6月1日に解散とされており、事業主も所在不明であることから、申立期間③当時、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間③当時、有限会社E土建に勤務していた同僚を把握できなかったことから、申立人の供述以外に当該事業所で勤務していたことを確認できる供述は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人の申立期間③に係る雇用保険の加入実績も無い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 申立期間④については、申立人は「有限会社Fタクシー(現在は、有限会社Gタクシー。)に勤務していた。」と供述しているが、同社から提出のあった賃金台帳により、昭和 50 年 8 月の期間については、5 日間申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できるが、厚生年金保険料が控除されていない。

また、社会保険事務所が保管する有限会社Fタクシーの健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の氏名は確認できず、一方、同原票において、健康保険の被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間④に係る雇用保険の加入実績も無い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

なお、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳から、申立人は、申立期間④を通じて国民年金に加入し、昭和 50 年 4 月から免除申請していることが確認できる。

- 5 申立期間⑤については、申立人は「Hタクシー(現在は、I 株式会社。)に勤務していた。」と供述しているが、同社の元役員は「当社は、試用期間を 3 か月から 6 か月とっていたのでそれより長期に勤務した人のみ社会保険に加入させていた。」との供述、及び申立期間当時、同社に勤務していた同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間⑤において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するHタクシーの健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の氏名は確認できず、一方、同原票において、健康保険の被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間⑤に係る雇用保険の加入実績も無い。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

なお、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳から、申立人は、申立期間⑤を通じて国民年金に加入し、免除申請をしていることが確認できる。

- 6 申立期間⑥については、申立人は「有限会社Jに勤務していた。」と供述しているが、同社の事業主の「申立人が勤務していたようには思うが、当社は、短期間で退職する人やアルバイトの人は社会保険に加入していなかった。」との供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が当

該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間⑥において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間及び申立期間前後の期間の被保険者が8人存在するが、全員所在不明等で供述が得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社Jの健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の氏名は確認できず、一方、同原票において、健康保険の被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間⑥に係る雇用保険の加入実績も無い。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

なお、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳から、申立人は、申立期間⑥を通じて国民年金に加入し、免除申請をしていることが確認できる。

- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各々の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。